

**★ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、面会が困難な場合**

## (1) 対象者の取扱い

別紙 1 に該当しない方

## ①すでに更新申請を提出している場合

様式 3「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書」を介護保険係に提出してください。「有効期間合算申出書」と当該被保険者の要介護・要支援認定申請書を突合し、申請内容等を確認のうえ、有効期間を従来の期間に新たに 12 ヶ月合算※します。

## ②更新申請を行う場合

様式 3「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書」を介護保険係に提出してください。「有効期間合算申出書」と当該被保険者情報を突合し、有効期間を従来の期間に新たに 12 ヶ月合算※します。

**★ 被保険者証の取扱い**

住所地（送付先届が提出されている場合は送付先）に郵送します。

**★ その他**

- 必ず被保険者または被保険者の家族の同意が必要です。
- 面会が可能な方は、通常どおりの手続きとなります。
- 臨時的な取扱いでは、従来の要介護度がそのまま適用されます。被保険者の状態や環境等の変化により、介護の手間が軽減または増加した場合は、区分変更申請を検討してください。
- 今後国からの通知等により、上記の取扱いが変更となる場合があります。

※ 12 ヶ月合算の例：従来の認定有効期間 平成 30 年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日  
⇒新しい認定有効期間 令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日